

# 包銀の流通

——包銀の流通は人々にとって役に立ったか——

小 田 忠

## 一 包み金・銀の種類

包み銀・包み金の異称は金包み銀包み、あるいは包封金銀とも云われている。包みの種類は「大判座包」、「金座包み」、「銀座包」、「常是包」、「為替組包」、「本両替包」、「町包」などの包みがある。

小判の百両包、金貨の壹分判（二〇〇枚）と式朱金（四〇〇枚）は五十両包、式分判（二〇〇枚）は百両包で通用していた。銀貨の式朱判（二〇〇枚）と壹朱銀（四〇〇枚）・壹分銀（二〇〇枚）は廿五両包で通用し、丁銀の五百目包も含めて旧慣の事実である。

丁銀・小玉銀の鑄造は銀座と平行した大黒常是の銀吹所で鑄造された。

その銀には「常是」「寶」「大黒像」の極印があり、この銀の包封は大黒常是の特権に属し常是包と呼ばれている。

常是包は原則として丁銀・小玉銀を包封することを家職とし、大黒常是が包封した銀包を指し、表には「銀壹枚」と墨書され、裏には各種の封印と共に包封年月日・包封場所を記入している。

式朱判（南鐐）・一朱銀・一分銀などは常是と銀座が極印をうつ。これが銀座包といわれている。

為替組包は別名三井包とも云われ、幕府の金銀御為替御用達三井組として特別に包封したものである。

本両替包・町包・仲間包・通り包など多くの名前を持つ包は、両替仲間においては古くから両替店の封鑑をした包封金銀が両替仲間および信用により一般においても包封したまま通用する習慣だった。それ故、町包・仲間包・通り包等の名前が付いたこともうなづける。

右の件については『封印判鑑帳』の前文に仲間を取り決めた定書が

ある。宝永元年以降引き続いた規約は五ヶ条からなる。

一、両替仲間の印形を取り揃え、その店の中心になる帳面であるから他店に貸してはいけない。仲間中でお互いの貸し借りも駄目と  
なっている。

一、各人の名前・印形を変更する場合は速やかに申し出て、仲間间断り判形を改める。

一、包金銀の授受に関しては互いに「懸目」を確認し、包封に軽目があれば互いに確認して包み主の判形を取り除く。

一、素人の人に包銀を渡す場合は「極印」を打ち、「懸目」は念を入れて包む。もし、包銀が両替仲間へ渡った場合は自由に包主の方で切り「懸目」を見る。そして、不審な包封を受け取った場合は「受取方の不念」であった受け取者の責に帰す。

一、素人中へ包封を渡した場合、素人衆が「包」を改め、包主の方も相改め失念がないようにする。

金銀の包紙は生美濃と端キラズと云われた純粹の日本紙で、生美濃は小判・分判を包み、端キラズは丁銀の五百目包に使用した。<sup>2)</sup>

また、儀式上の贈答品としては「銀壹枚」という包封内に丁銀・小玉銀等の目方四十三匁を秤量する。「銀壹両」の包封内は小玉銀四匁三分を秤量する。

計数貨幣はそのままでの通用に際しての不備はないが、まとめて使用すれば更に便利になる。式分判・壹分判・壹分銀・壹朱銀を包封することに限り大取引に限らず貨幣の流通及び、商品の流れが良くなっ

た。

一方の丁銀・小玉銀は重量が定まらず、日常の商いも不便さがつきまとった。但し、五百目包により大量取引が可能となって、良い側面もあった。丁銀・小玉銀が裸銀で使用されなかったのは当初、瓢箪秤を持参してお互いに量らなければ重量を決定出来なかった。それは秤の目を誤魔化していないことを互いに確認しなければならなかったからである。

裸銀では重量が不明のため、包封して、銀の重量・包封者を書くことにより、計数貨幣と同じ効力を発揮するのが目的の一つであった。

## 二 包金銀の盗難及び紛失について

安政二年三月に次のような記録が残っている。

一 常是包丁銀

但包紙無之分共

一 極不手摺新キ壹分銀

一同断 小判

一同断 壹分金

一同断 式朱金

右金銀兩替ニ罷越候者有之候ハ、跡ハ、跡を付、極密ニ不響様、住所突留、早々拙者共之内小林藤太郎方江可申出事。

三月七日

南三廻り<sup>3)</sup>

ここには金額が明示されていないが、新しい小判・一分金・一分

銀・式朱金と常是包丁銀を紛失した。もし、紛失した貨幣を持参し金銀兩替にきたら、内密に跡をつけ住所を調べて連絡せよとある。

七月廿九日以降

一 壹分銀五百三拾五兩也

但シ田舎兩替屋包取交

右者兩替屋ニ罷越候者可有之候間、名住所突留早々大關正三郎方へ可申聞候事。

但シ、前書大金奪取候者、室町京屋彌兵衛召仕増吉と申者ニ有之候間同人ニ候ハゞ手當、是又早々可申候事。<sup>4</sup>

ここでの問題は、町包、仲間包以外に田舎兩替屋包も含まれている。これによると、多くの兩替屋が金銀を包んでいたことがわかる。

當二月廿九日以来

一 白銀五枚宛 二包

但封印伊勢屋武兵衛と有之、

右者、不成一通紛失物ニ付、右之通兩替ニ持參致候もの有之候ば、不響様跡を付、名住所突留、拙者共内大澤藤九郎方へ可申出候事。

但兩替致可申事

三月十三日

南 廻 役<sup>5</sup>

右の紛失銀の封印は伊勢屋武兵衛とある。

當月十五日以來

一 白銀 貳拾貳枚

右者本所浜邊ニ而致紛失候間、兩替ニ罷越者有之候ハゞ住所見届ケ、早々田中源十郎方へ可申出事

學

一金千百兩餘 但シ壹分銀・壹朱銀取交り

壹分銀

卅五兩包

右は昨廿六日夜江戸橋邊ニテ紛失致候間、兩替罷越候者之内ニテ、圖面通、包之金銀持參候者有之候ハゞ跡ヲ付、宿處見届ケ置、早々拙者共之内山本作助方江可被申越候事。 (安政五年)<sup>6</sup>

随分多くの金額を紛失した。

此節似せ丁銀兩替ニ罷越し候者有之候間、銀座包・兩替屋包兩替ニ罷越し候者有之候ハゞ、得と相改、似せ丁銀持參之有者御座候ハゞ兩替致遣し、其者不心付候様跡ヲ付、人相等見届置、不響様宿所等突留、拙者共之内岡田源兵衛方へ早々可申出、精々念入可被申達候、此段相達候、以上。

(安政六末) 四月廿一日夜

北 定 廻<sup>7</sup>

似せ丁銀の兩替並びに銀座包・兩替屋包を兩替に来た者は包み銀を念入りに改めること、似せ丁銀持參者に対しては兩替をなして、気付かれないように跡をつけて人相を見届け、その上宿所を突き止め、岡田源兵衛へ連絡せよとある。紛失銀・似せ丁銀の包銀が日常的に大きな問題を孕んでいることがわかる。この点兩替屋は兩替仲間が警戒していかなければ自損を蒙ることにつながる。

## 三 『校註兩替年代記原編』に見られる包み金銀の歴史

「商売往来」<sup>8)</sup>のなかには——金銀包習ふ子童等が萬一の心得にもと思ふのみ。——とあって子供たちの仕事のひとつとして金銀包みがある。すでに、元禄時代には需要がおおくあったことを示している。

「金銀包習ふ子童」トハ元服已下ノ者ナリ子供ノ時ヨリ包方ヲ練習セシムルハ兩替屋ノ慣習ナリ<sup>9)</sup>

幼少の自分より金銀包みを練習している姿がよくわかる。

兩替中包金銀之儀、判鑑取置引合、其上定之通、包ヲ横二切、念ヲ入改、互ニ取遣可仕事<sup>10)</sup>

判鑑帳を手元に置き、包金銀に押印してある印形と比較する。次に包を横に切って貨幣を改めた。包を横に切るのは印形・墨書がないからである。

「此前寛文九年には悉開封スル趣二見えタリ。又元禄中定、包小判二大切又包直と書付候儀無用と云。又金銀包損候歟封印不分明二候ハ、早速包直シ可申と云。又小判小包三十兩・五十兩・百兩二可限、小包寄セ合壹包二致間鋪候と云ふ」<sup>11)</sup>

寛文年間には包金銀を開封することはあった。封印が不分明の場合は包直す。また、小判の包封は三十兩・五十兩・百兩に限るとし、小さな銀包をいくつかに寄せて一包みにすることは出来ない。

包銀目相不同無之様懸山し可申事<sup>12)</sup>

「元禄十三年之定、向後銀包随分入念可申、※目足不拔候様包ヲ少シ切可申候と云。又寶永四年之定、掛廻し銀印形も不譯様成反

古ニテ包間鋪、上紙白紙ニテ可包と云<sup>13)</sup>」

包金銀の目不足がないように入念に量る。包金銀を包封する場合、反古紙は駄目で（下紙は反古紙を使用していた）、上紙は白紙にて包む定めになっている。

包金印判并銀極印、彌念ヲ入打出し可申事<sup>14)</sup>

寛文三年之定

一 常是包五百目二而四分宛出目、駿河包并拾枚包有目通可取引事<sup>15)</sup>

「寶永四年後藤包封印無相違候ハ、無構新古可通用候と云ふ。且當時は常是駿河ニも有ナラン」<sup>16)</sup>

寶永五子

一 五月、仲間藏田包間違。

仲間藏田七郎右衛門之小判百兩包、三谷三九郎が以豆藏甚三郎江請取候處、其後上封損候故、為包替、包元藏田江持參二付、同方二て上目當り、上封切候處、下包輕敷相見え候は、仍藏田申候は、右之體合点點不參候間、包かへ難成と被申候二付、伊豆藏が元請取先三三三江持參し候所、同人申候は、當時小判二振印無之、請取先不相分候段被相断候二付、其断行事江相届候、仍行事が早速藏田手代を呼、上目當り、上封御切候上八乍御不肖、百兩之都合二被成候へと差圖二付、伊豆藏立會、於藏田開封之處、其内二大錢三文、鏝三文取交有之、小判三兩不足二付、則藏田が辯すと云ふ<sup>17)</sup>

両替屋仲間の藏田七郎右衛門の小判百兩包に上封が損なわれていた。包替えの為に、包元である藏田へ持参した。藏田では目方を計り上封を切り取った。下包みが軽く見えたので、藏田は納得できず、包み替えは無理だと云い、三谷三九郎へ持参した所、同人は振印もなく請取先もわからないので行事に届けた。行事は藏田の手代を呼び、重量をはかり、上封を切るの是不肖といい、伊豆藏立ち会いの元、藏田が開封した所、大錢三文鏝三文が出てきた。おまけに小判三兩が不足していた。結局藏田が弁償することになった。

〔「上目」トハ包金ノ目方ノ総高ナリ、元禄小判目方四匁七分五厘ナルヲ以テソノ小判百兩包ハ上目四百七十五匁ナリ、後世、包金の種類ニヨリテハ一々包紙ニ上目何匁ノ印判ヲ捺スルモノアリ〕<sup>18)</sup>

〔「三三」ハ三谷三九郎〕<sup>19)</sup>

〔「振印」ハ兩替屋ヨリ振り出シタル目印ノ極印ナリ〕<sup>20)</sup>

享保七年 仲間用

一 十月、三谷平介方へ、當廿五日三田組荒木伊右衛門より新銀六貫目請取候處、内五貫五百目三井包之内、五百目包四ツ寶銀ニ而有之候ニ付引替呉候様、三平より三井江申入候處、三井答ニ、封印は相違無之候得共、切解候上ニ而候間、難引替旨申ニ付、三平より又荒木へ其旨引合、其先々迄申入候得共、兎角包之元江と申、埒明不申故、三平より行事江届出候。仍十、十一月之行事三勘・藏七・海半・中清立會、當

時新銀仲間包之定無之、其上末包ニては通用不致管ニ候所、荒木歸候跡ニ而包解候ハ三平不念ニ候、三井ニ而引替不被申方尤ニ候旨申渡、三平損毛と云。<sup>21)</sup>

三谷平介は荒木伊右衛門より新銀六貫目を受け取ったが、内五貫五百目は三井包みで、その中に五百目包は四ツ宝銀であった。三井へ引き換えるように交渉した、三井側は封印そのものが間違はなく三井だが切解く訳にはいかず、引き替えることは難しいと言う。包元を探したが見つからず行事へ届け出た。行事立ち会いの上、仲間にも新銀仲間包の定めがなく、末包では通用しない。荒木伊右衛門が帰った時に包を切解いたが結局三谷平介が損をした。

〔兩替屋仲間中ニ於テ金銀ヲ包封ノマヽ通用スルモノヲ「仲間包」トイフ、其取扱ニハ厳格ナル規約ノ存シタルガタメニ安全ニ通用セリ、スベテ包金銀の封切りノ妄リニナスベカラザルコトハ、近松の冥土の飛脚〕<sup>22)</sup>

享保十年

且古來は、小判百兩包、五十兩包・三十兩包・二十兩包ニ包譯、大金は封印之儘取遣仕候、右直賃之儀、兩ニ壹匁程之分銀懸り候沖も、諸物代ニ障も仕間敷、却て分銀さへ出候得ば、上金ニ替候儀と危踏無之、人心定り可申候ト云ふ。<sup>23)</sup>

享保十五年に「仲間用御尋」として、奈良屋より沙汰がある。理由は兩替屋包金銀に「悪金銀」「目不足」があり、この件を尋ねられた。包名前の確認作業と包を切り、目不足があれば包紙を添えて持参すれ

ば掛け直し、悪金銀が入っていると包紙・極印を引合、取り替えをなし、先方に損失を与えない。また、両替屋中には何屋包と家名のみ記している場合は、もし、右の事情なら私どもで取り替え、先方に現物を返す。そのときにも住所・名前を書くことを云う。

この件は天保十三年にもでてゐる。包金銀の中身は完全な貨幣ばかりを包封していることはなかった。むしろ、中身が見えないから悪貨を包封する確率が高い。

享保二十年 仲間用

一 七月、三田組之内、大津屋三之介銀包缺有之所、其分ハ差出候へ共、此方包缺無て爰ニ記ス。<sup>24)</sup>

包銀は包み紙があり、この包み紙の損傷が著しいことを語る。

元文四年末十一月

覺

一 小判貳千兩 但後藤包上納  
一 銀壹貫目 但常是包上納

一金貳千兩分為切貨

但金壹兩二分五分替<sup>25)</sup>

小判二千兩に対して切貨の銀一貫目を常是包にして上納した。

寶曆五亥 仲間用

神田組竹原文右衛門で包んだ銀五百目包を坂田屋與兵衛が買い受け、豊田庄兵衛に渡り、更に三喜に渡った所、銀五百目包が紛らわしく見えたので、三喜より竹原へ見せた。竹原は「手跡」「封印」共に

違うという判断であった。

銀包は先々へ戻すことになり。竹原は訴え、豊田・三喜も訴上した。その結果、銀子は取り上げられ、御呵にて相済むことになる。

竹原は銀包をこれからも差し出したいことを主張した。包金銀については得と改めるから、これまで通りの取引を申し出たと云う。

竹原は一目で「手跡」「封印」が自己店のものと違う認識を持っている。それなら店で包まれる金銀のチェック体制に問題があった。

同じ宝曆五年 町年寄

一 三月、後藤二而包立候節、はさみ切候悪金、ならやより可引替候様被申聞、包紙ハ不知候得共、仲間中二而辨ルト云。<sup>26)</sup>

後藤の包金銀をはさみにより切ったが「悪金」が出てきた。その為、奈良屋より引き替えるように聞いたが、包み紙はわからないと云う。

仕方がないので仲間中で弁償することになった。

寶曆八寅 町年寄並心得業用

一 二月、樽屋江端銀包賣上之代、書上相庭と相違之旨尋二付、差出す書面之意、書上は丁銀二御座候、端包は小玉二御座候、

小玉は分銀相懸り、丁銀は高直二當り申候儀、前々より右之通にて、尤小玉分銀も高下仕候儀御座候と云々。<sup>27)</sup>

この意味は樽屋へ販売した端銀が小玉銀より安い丁銀の相場だった為に、尋ねる事になった。樽屋は安い丁銀相場で売ったことになる。

実際の包銀は小玉銀が包封されていて、書上げ相場は安い丁銀であったが実際の包銀は丁銀より高く樽屋は高く購入したことになる。しか

し、以前より慣例であつたらしい、そして小玉銀も相場により高下すると云う。

「端包八匁以下ニテ何匁何分何厘何毛ノ量目アル小玉銀ヲ包メルモノ」

端包が匁以下だとする考え方は十匁以下がその対象となる。<sup>(28)</sup>

明和四年 引替五匁銀用

(前略) 但五匁銀は、壹包三百目五兩分也、一箱貳拾包入則六貫目百兩分也、此入用凡箱代三匁五分上下、紙代三匁、のり代貳分貳厘、日雇貳匁貳分、雜用貳匁八分と云々。<sup>(29)</sup>

新しく出来た明和の五匁銀は一包み三百目五兩分、一箱では貳拾包入則六貫目百兩分となる。これに要する費用は十一匁七分二厘。この費用の内、箱の制作費、銀の包費用が日雇い雑用の意味である。

安永二巳 町年寄用 改料初

其翌年安永四年七千兩程取立之節、當日改ニテは混雜二付、納入の日に仲間へ包立來り、當日包ニ而相納む、

同正月廿一日、喜多村ニテ別段三千兩取立之節、納入より包料請取。

安永五年正月十日、例之、利金七千兩餘取立候節、小判貳朱判之無差別納入の百兩ニ五匁宛包料請取、前日包置、當日包ニ而相納ル、尤此儀昨年申立。<sup>(30)</sup>

当日包みが混乱をきたすので前日に包むようにしている。百兩について五匁の包料を受け取っている。

天明四辰閏正月四日

今日私共被召出、丁銀貳枚為御見被遊、善惡申上候被仰渡、見請候所、見惡相見え申候。尤惡銀と相極候儀端常是方ニ而相極候儀ニ御座候。右御尋ニ付奉申上候。已上。

本兩替屋行事

勘四郎

庄左衛門

御奉行所様<sup>(31)</sup>

奉行所より本兩替屋行事に対して丁銀の鑑定を依頼してきた。鑑定結果を明白にせず、一見悪く見えるが悪銀との判断は常是方で決定してほしい、と回答している。

天明七年 町年寄用

八月中取立

九月朔日

三萬九千六百三拾三兩三匁九分九厘八毛 御金藏納

但今度は格別之儀故、改包料銘々、の百兩に三匁宛請取已來之例ニ不成外二人足賃百六拾六人分、五兩と九匁四分貳厘四毛奈良屋より渡と云。

包料は一貫百八十八匁に及ぶ。<sup>(32)</sup>

天明七年 御番所用

一 十二月、北御番所を包譯被仰付、枚包八例之通壹包三分五厘、貳朱判改之分百兩ニ五匁宛改料被下之と云々。<sup>(33)</sup>

北御番所より包む訳を聞かれた。

「枚包ハ丁銀小玉銀ヲ合セテ一枚四十三匁ツツヲ一包トス、二枚包トイヘバ八十六匁ノ目方アリ貳朱判ノ包ハ貳拾五兩包ヲ普通トス」<sup>34)</sup>

枚包は一包み三分五厘をもらえる。貳朱判改は百兩につき五匁を受け取ることが出来る。

寛政五年 業用心得

一 十月、常是ハ仲間江達シ左二、

上納銀五百目包極料並包紙代共	壹包二付	九分宛
同五百目下端包 前同斷	壹包二付	六分宛
同獻上銀壹枚二付極料	壹包二付	壹匁宛

此紙代 壹包二付 三分宛

但枚包は壹枚ハ拾枚迄紙代は三分、極料ハ壹枚ニ而壹匁、拾枚ニ而拾匁餘、此割合之由也。

右之通、通達有之、右は包紙厚薄不同、上目不等、故ニ取極候儀と云々。

愚云、御三家等ハ之御包は今以此方ハ紙持參包料不出、尤被下物有之由也。

右二付、清水様江其段申上、是迄懸譯料仲間へ壹包三分五厘被下候所、已來貳分五厘宛被下候札願置と云々。<sup>35)</sup>

「常是ハ銀座と併立シタルモノニシテ其役目ハ銀ノ吹方及ヒ極印ヲ打ツ事ノ外、銀ヲ包封シテ之ヲ常是包ト稱シ公納銀其他二包ノマ、通用セシム、其包ノ極料ハ家職ノ収入トナルナリ寛政六年四月、三井組ノ

御為替ノ御為替上納銀ハ下文ノ規定に准ジテ上納銀壹貫目二付銀八分宛同端銀壹包二付銀四分宛常是役所二包極料トシテ納ムルコトナル「三井兩替店雜控」<sup>36)</sup>

上納銀五百目の包極料と包紙代合わせて一包み九分でおこなう。同じく下端包は一包み六分でおこなう。献上銀に使用する紙代は一包み三分もかき、下端包みと同じ金額は苦しいが常是よりの通達であれば仕方がない。

極料は一枚で銀一匁、十枚で銀十匁余の割合、枚包は紙代一枚より拾枚迄、銀三分。包紙の厚さ薄さは決まっていない。

御三家の御包みはこちらから紙を持参して包料も出さない。しかし、被下物がある。また、懸譯料仲間へ一包み三分五厘の所、二分五厘になつた。

寛政十一年 業用御調向

一 正月、常是壹枚包之價封中ニ、なまり丁銀之者入有之、右北廻りハ御見右様之包持參し候ハ、密ニ跡を付可申様被申渡、右包尤書體印形共伴ら鋪見ゆると云々。<sup>37)</sup>

常是一枚包みの中に贖物のなまり丁銀が入っていた。もし、このような包封を持参した者がいれば、密かに跡をつけるように云われた。もっとも、贖物のなまり丁銀が入っていた包紙の書体・印形共に貧弱に見えたと云う。

享和二戌 業用相庭

一 享和二年通包之向江廻状二ハ、古來ハ包金銀御差出之御方、毎



年正月・七月廿五日限、兩替町向々江歩銀并ニ缺銀等御尋、御勘定可被成候。前々取極之候へ共、近年御心得違之御方も有之候。若違背之御方は包金銀共不通用可仕事と云々。<sup>38</sup>

「通包」トハ金銀包ノマ、仲間中ニ通用スルモノヲイフ。<sup>39</sup>

毎年正月と七月二十五日に歩銀・缺銀等をチェックする、取極があることは知っていても、それに従わない者は「通包」を通用させない。

一自古來、取引致來候包金銀之外、猥取遣致間敷事。<sup>40</sup>

ここでは往古より取引してきた人達の包金銀以外は取り扱いをしな

一新規包金銀被差出仁有之候ハゞ、一統相談之上、取遣可致相極候ハゞ、古例之通一札取之可申候。尤封印之儘取遣之儀は不容易事ニ候へば、能々入念可致相談事。<sup>41</sup>

「享和二年ニは古來も通用致來候包之外新ニ包差出候仁は、仲間中江一札差出シ可被申候と云。」<sup>42</sup>

新たに包金銀を出したい者は一統、相談の上一札を差し出す事になる。封印と包金銀がここでは区別されている。封印の場合はそのまま通用するから、じっくり相談の必要がある。

一 下り金銀致掛改、銘々封印にて可致取遣候、仲間包金銀共封印損候分は、其時々致掛改可取遣候事。<sup>43</sup>

「享和二年ニは此ヶ條ニヶ分ヶ有之、又同年通包之面々江三組が差出ス廻状ニは、取引致來候銀包封印損有之分其時々掛改可取渡ト云。御屋敷方並ニ下り金銀共、已來掛改致シ可取引と云

々。<sup>44</sup>

下り金銀を掛け改めをする場合、封印のままを取り扱う。仲間包金銀も同様であるが、封印に損傷があればその時々には掛け改めをする。御屋敷並びに下り金銀共に掛け改めをして取引に及ぶ。

享和二年 取金

一 後藤包之内、取金九拾六兩出候由、清水様を御沙汰、今度は日數懸候迷惑故、仲間へ相對ニ而直賃御拂と云々。

愚云、當時取金多事如比。文政元年取金御引上迄、諸國共取金ニ苦みし事、思ひ考べし。<sup>45</sup>

後藤包みに取金九拾六兩もあり、清水様よりの沙汰があった。当時取金が多く、仲間に対して直賃で払うと云う。全国的に取金で苦しんでいる。

享和二年 業用心得

一 七月、常是へ焼ひゞ等、替銀之次第問合候所、答左ニ、  
一 丁銀小ひゞ二ても、當合せ、音悪きハ上納ニ不相成候。  
一 丁銀小玉銀、薄焼ハ勿論、少し大焼成共、地金あれず、極印有之分は上納ニ相成候。

一 文之字ハ勿論、外極印有之候共、地金あれ有之分、上納ニ不相成候。

一 小玉ひゞ割、大體上納ニ相成候。  
一 同、文之字無之分上納ニ不相成候。尤文之字少成共有之候へば上納ニ相成候。

右之通答二付、仲間其心得を以、素人にも可取引と云々<sup>46)</sup>

丁銀・小玉銀の焼きについて常是に問い合わせた。常是の見解は丁銀に小ひびがあつて音が悪い場合は上納をはいけない。丁銀小玉銀の薄焼き、少し大焼きであつても、地金があれず極印があれば上納してもよい。文の字があり、極印があつても、地金があれなければ上納はしてはいけない。小玉銀についてはひび割れがあつても、上納に差し支えない。小玉銀のひび割れ、文の字がなければ上納してはいけない。もっとも、文の字すこしでもあれば上納してもよい。

常是の見解は文の字・極印が少しあつたり、焼きの薄さ・多少の大焼き・ひび割れは通用としている。しかし、音が悪かつたり、文の字・極印がない場合、地金が荒れている場合、は上納できなかった。つまり、通用できなかった。

文化七年 同

一 先日密々御觸候怪舖常是枚包、十月中京橋伊勢屋長兵衛方二而不心付買取、跡二而心付、切解候所、偽物故、訴出候得共、兼而御達有之候所不心付、殊二其者面體も不覺候段不埒二付、御答被仰付と云々。<sup>47)</sup>

先日密かにお触れがあり、怪しい常是の枚包を伊勢屋長兵衛方二而気が付かずに買い取った。後になり気が付き、包封を切りほどいて偽物とわかった。訴え出たが、以前よりのお達し通りをまもらなかった。それは売りにきた者の面体も覚えていない事に起因してお咎めがあつたと云う。

#### 四 川柳子は見ていた

川柳にも包銀が詠まれている。日常に密着している姿が川柳からわかる。

『川柳江戸貨幣文化』には包金銀に関係した句が二三ある。

鯛二一枚銀百枚と向イ合ひ<sup>48)</sup>

この注釈は何処かの大家に何か目出度いことがあつて、各所から進物として来た百枚にも余る丁銀（勿論紙に包んだ）と二枚の大鯛が向い合はせに、床の間に並べられた情景であろう。

銀一枚は銀四十三匁、銀百枚は銀四貫三百目になる。いかに高価な活鯛でもこれ程ではない。この意味は鯛の豪華さを強調しているように思える。そして、進物として贈答されたと考えるのが妥当である。

繁昌さ榎の場所の銀包（三五）<sup>49)</sup>

一 榎の植えてある場所は、所謂一里塚であり、本道筋である。銀包は誰か忘れ残して行ったもの。

榎は街道だけに植えられている訳ではない。茶屋・茶店等のそばにあつてもよい。釣銭としての銀包を置き忘れたか、本街道で銀包をもつて旅行しているのは釣銭で受け取ったか。商売と場所が特定出来ないからこれ以上の詮索は無理。

銀包 医者もやつぱり脈を引き（五九）<sup>50)</sup>

一 「脈を引く」は脈をとると同意とすれば、手の脈をとる様に患家の金の脈をも矢張りをとると解される。

この点、遠藤万川は——銀包は丁銀を包んだ銀何枚包又、小玉銀二

朱銀包もあるから。——と包銀の中身にその興味を移している。

当時、医者 of 薬札は銀極であったが、この銀包は薬札とも心付けともとれるが、右の川柳には医者を聖人化していた節がある。「やっぱり」は俺等と同じ人間であることを確認している。

百兩をほどけば人をしさらせる (一二) 遠藤萬川  
「川柳かねの蔓」(替星—江戸生活研究、昭和三年、第十二号)

遠藤萬川は——これは百兩包だぞ勿體なくも——この句の意味としてはあっているが、間違いがある。百兩包の封印を破れば重罪になる事を知っていた万川がどうしてこの句を金銀包に入れたのか不思議である。濱田義一郎『誹風柳多留初篇』、社会思想社、一九八五年では——小判を百兩包んだものをほどくと、居合わせた人は燦然たる黄金の光に圧倒され、無意識に身を後ろへ遠ざける。——この川柳の判断は濱田義一郎の解釈がよい、百兩は包金の状態ではなく、風呂敷・袱紗に包まれていたと推察する。

持参金 切れの有るのを包み込み<sup>53</sup>

持参金封を切られて安堵する——とにかく縁が切れねばよい。

兩句とも万川の「川柳かねの蔓」にでてくる。持参金を家で包んでいる様子で、軽目金を(切れの)包もうとしている。娘も送り出すし、見場の悪い金も出す、といったなかなか強かな人間のようなのである。

親の思い入れを感じる。——持参金の封を切る——とあるは、やはり家で贈答用あるいは婚礼用の包みを準備している姿である。

千兩の包も女郎から崩れ—蟻の穴賢<sup>55</sup>——実際に千兩

の包が存在する訳ではない。女色に溺れるとお金はあったと言う間になくなるから、千兩の包みもすぐに解くことになることを暗示している。

兩替屋四粒ならべてくらはせる<sup>56</sup>——四粒の小粒各でこぼこでは包みにくいから木枕のような臺の上に並べて一所にクワンとくらせて平らにすること。兩替屋の所作の一つ。—豆板四つは一分銀か二分金で、一分銀四枚包封すると金一兩になり、二分金四枚包封すると金二兩の包金ができる。

だにほどな銀もつゝめばひんがよし<sup>57</sup>——だに蟲のやうな形の小玉銀で何処何分の小き包銀でも、銀となれば格別の取扱ひぶり。——端銀とも云われ、多くは釣銭ないし計数貨幣的な意味合いも兼ね備えていた。

だに程な銀でしうとめ寺まいり(八12)<sup>58</sup> 山沢英雄校訂『誹風柳多留二』、岩波書店、一九八三——似た川柳があった。註 ここではお賽銭用か、小さな小玉銀を持ち寺にまいる。銀は裸銀で使用される事はないと云われているのは商売の時だけか。商売以外で使用されることは頭に入れて置かなければならない。

南んは横小粒は堅に並んで<sup>59</sup>——南鐐(二朱銀)は横に、小粒(二分金)は堅にならべて包むもの。——これは包みやすきの問題と見る。

葉種屋はうら打ちのある金をとり<sup>60</sup>——細い歯の形のような小粒を包む時には糊付とするからそれをへがした金には必

ずうら打ちの紙が余って居るものである。そんな金を比較的沢山に取扱ふものはお医者さんにきまって居る。そこで薬種屋への払ひ金にはうら打があるものが當り前。

## 五 文学に見えた包金銀

文学と貨幣の關係は井原西鶴の著書から引用するのが賢明だと思ふ。『日本永代蔵』巻五——世渡りには淀鯉のはたらき（小学館）

「これはかみのかたき着物かな。この十七八年も、冬中は人の蔵にありて、ここへもどりて正月をする事、めでたい」と云ふ所へ行きかかりて、「算用しませう」といへば、十八匁二分の書出しに、「一匁六分數ひとつ」と書付して、しかもつきの悪き金を、  
 「こなたへ懸けて置きました。いやならいやになされ」と、井原西鶴『日本永代蔵』（谷協理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳者「日本永代蔵」、小学館、昭和四七年）。

訳者は次の通りに説明する。「これはなんと丈夫な着物だろう。この十七、八年もの間、冬中は人の蔵の中にあつて、ここに戻つていつも正月をするとは、めでたい布子だ」と言つているところへ行き合せて、「勘定しましょう」と言つと、十八匁二分の請求書に対し、「一匁六分數一つ」と書付した、しかも質の悪い銀の包みを出し、「これはあなたの分として量っておきました。これでいやならいやになされ」と言い、元禄時代とはいへ、包金銀が普及していたことも右の文章ではつきりしている。

呉服の買い物の場合は大阪・江戸どちらでも支払いは銀極であつた。請求金額は十八匁二分に対し、釣りが一匁六分の包銀一ケ、元は十九匁八分の銀包を支払つたか、いくつかの小玉銀を呉服屋で量つたかである。

どうして、「質の悪い銀の包みを出し、」てと表現されているのか。包銀においてはどの金・銀が包封されているかは不明である。しかし、客の眼前で銀を計量したことはよくわかる。包銀が流通する以前はお互いの前で計量するか、お互いの銀秤で計量確認する手間があつた。このような経緯を知つていれば、質の良い銀・悪い銀を包封して同じ場所に格納しておけば、問題なく悪い銀だけ取り出すことが可能である。「一匁六分數一つ」と書付した、銀包は釣り銭ではないのか、このことは覚えておいて後で問題にしよう。

井原西鶴『世間胸算用』巻一、鼠の文つかい（谷協理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳者「世間胸算用」、小学館、昭和四七年）

去年の元日に堺の妹が礼に参つて、年玉銀一包くれしを、<sup>61</sup>  
 金額は明示されていないが、銀包を年玉銀として贈っている。

井原西鶴『世間胸算用』巻三、年の内の餅ばなは詠め（谷協理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳者「世間胸算用」、小学館、昭和四七年）  
 近年は百目に三十目わたすにも、是非悪銀二粒はませてわたしける。<sup>62</sup>

往時は売り掛けに対し八割は支払う、二十年以前は五割の支払い、十年前から四割りの支払いになり、最近は三割になった。この支払い

のなかに悪い豆板銀二粒を混ぜている。井原西鶴『世間胸算用』巻三、小判は寝姿の夢（谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳者「世間胸算用」小学館、昭和四七年）

「後といふも同じ事、これは世界がこの通りの御定め」と、八十五匁数三十七と書付のある内、八匁五分厘と取りて、<sup>(64)</sup>

「後」というのも同じ事、これは世間がこのとおりの約束」と、八十五匁数三十七と書付のある銀包みの中から、八匁五分をきっかり受け取り、

右は小学館の訳者の解釈である。

別に井原西鶴『世間胸算用』巻三、小判は寝姿の夢（野間光辰校注「世間胸算用」岩波書店、昭和四十二年）の頭注を見ると、八十五匁数三十七の解釈は——銀包の上書。銀貨は秤量貨幣であるから、包銀の数量を改めて上書しておく。ここは豆板銀ばかり三十七箇、計八十五匁あるという意味である。——

小学館の訳では八十五匁の銀包の中から八匁五分を支払った意味に受け取られる。包銀を勝手に開封することは出来ない。また、野間光辰はさすがに包銀を一般者が開封してはいけないことを知っていた。ただ、包銀の上書については確かに上書はするが、金額と包封者の所・名前ぐらいである。包金銀によっては所の記載なく、名前の代わりに印鑑だけの場合もある。

上書きに豆板銀の個数を記入した包銀を見たことがない（現存する資料）。不思議な事はこれだけではない。八十五匁の銀包中に豆板ば

かり選んで包封するだろうか、丁銀を何枚か選び不足分は豆板で補充する方が両替屋の手間からも現実的だと思う。この解釈は——八十五匁数三十七——包封された中身の数ではなく、三十七箇の包銀の合計額を指し示している。だからこそ、上書きされた金額を見て八匁五分になるように包銀を選択することになる。先の日本永代蔵に出てきた「一匁六分數一つ」は一匁六分の銀包が一つであることを示す。もし、この数一つが内容個数というならば、現存する包銀を調べてみるとよい。

近松門左衛門「堀川波鼓」（重友毅校注『近松浄瑠璃集上』岩波書店、昭和四十三年）。

旦那様へ銀十枚内儀様へ壹歩五つ。<sup>(65)</sup>

銀十枚の頭注によると——丁銀海鼠形の長楕円形の銀貨で一枚二枚と数える。——校注者は銀十枚を知らず、銀一両は銀四匁三分、銀一枚は銀四十三匁、銀四十三匁となると包封する場合丁銀を入れる事が多いため、錯覚を起こしている。銀の異称を知っていれば問題ないことである。

近松門左衛門「重井筒」（重友毅校注『近松浄瑠璃集上』岩波書店、昭和四十三年）

地色丁銀四百目包の通り吟味なされと受取渡しもう暮れまするお暇。<sup>(66)</sup>

頭注には——海鼠形の銀貨。一枚四十三匁内外、包みそのまま通用した。——とあるが銀四百目包は通常包封しない。銀五百目包みが一般

的。ここは作成者の間違い。同「山崎與次兵衛壽の門松」 同

色こそいはね山吹の十兩ばかり一包。<sup>(67)</sup>

寛文三年の定めに「兩替年代記原編」より、

拾枚包有目通可取引事。上記の記載から十兩包みが通用していた事がわかる。<sup>(68)</sup>

近松門左衛門「傾城壬生大念佛」(浦山政雄・松崎仁校注『歌舞伎脚本集上』岩波書店、昭和四十二年)。

銀二包と金包を取引り、<sup>(69)</sup>

銀包み金包みは字義どおり、ただ金包みは小判・歩金以外に歩銀を包封しても金包と呼ばれる。

扱此銀は幸ひ二階のお客に、兩替屋がござります。念のため改めて貰ひませふ。<sup>(70)</sup>

校注者の「改めて」の考えは頭注によると、——「改める」は検査する。(一般に多額の金額の受渡しは、金包みの封印の上書きを信用して封を切らずに行われ、民弥も封のまま渡している。しかし遊里では悪貨に対して用心深くする必要があったから、与茂八はこれを改めようとしたのである。)——開封すれば大罪であることは承知している筈であるが、ここは遊里近くに兩替屋があり、手代が出入りしている状況である。

鶴屋南北「お染久松色讀販」(浦山政雄・松崎仁校注『歌舞伎脚本集下』岩波書店、昭和四十二年)。

太郎七、金簞筒より包金を持行き、<sup>(71)</sup>

包金銀のようにまとまった金は金簞筒に収納していた。

河竹黙阿弥「小袖曾薊色縫」(浦山政雄・松崎仁校注『歌舞伎脚本集下』岩波書店、昭和四十二年)。

清吉ふつと百兩包銀みの封印を見て、合点の行かぬ思入。

清吉「や、此包みの封印は。」

白蓮「エ。」ト白蓮ぎっくりの思入。

清吉「こりゃア極楽寺の印形だが、此金はどこから出やしたね。」  
さよ「亭主に繋がる兄とも知らず、囲れたのを種にして、置てく

れろと厭がらせ、強請り取ったる金包。」

清吉「其百兩の封印から、極楽寺で盗んだる、三千兩のもくが割れ。<sup>(72)</sup>

最初の封印の意味を頭注から引用する。——多額の金額は、紙に包み封印をして金額を上書きし、そのまま受渡しする。——  
極楽寺の印形を押すことと、極楽寺で包封された印象をもつ。

## 六 包銀と釣銭

包銀の発生はいくつかの要因が考えられる。

一 往古は切り銀を使用していたこともあり、重量の異なる小玉銀や切銀をいちいち量らなければならぬ手間がかかった。

二 計数貨幣が生活に便利であることが浸透すると共に、小玉銀を包封し上書きをなすことで不便さを克服した。

三 釣銭を促進した。(金極・銀極・銭極—金極銀極で購入した商品の

釣銭はどのような形でなされたか。金極銀極であっても銀で支払い、残額があれば銭で支払った。註 銀極の商品を購入して、支払いは勿論、包銀を渡す。

端数の銀包、例えば九匁三分五厘「厘とか毛」が付いていれば、やむを得ず釣銭が発生する。庶民は強かであるから、この点を見逃さない。銭が高値の場合は銭が沢山手元にあるように包銀を選択した。商品の値より少し高いぐらいが良い。しかし、あまり高いと銭だけでなく、少量の包銀と銭の組み合わせで釣銭が決定されることもある。

四 商売により様々な釣銭を用意しなければならない。そこで、手元にある小玉銀・丁銀を包封すれば、自己の店の釣銭に便利である。自己の店に必要な包銀だけを集め、不必要な包銀を処分すればよい。

一・二は生活の知恵ともいえるべきある必然があつて、包銀へと進化していった事は簡単に領ける。だが三・四は釣銭の媒介を果たしている。

釣銭が銭だけの場合は大量の銭を必要とするが、包銀をも釣銭の代用とすると銭の使用は緩和される。物価が一定していれば、その時の銭相場をもって対応すればよい。文学上でも釣銭の話題が少ないのは、銀と銭を組み合わせて支払っていたから大きな問題に発展することはなかった。多くの種類の銀包を用意していれば問題はなかったと云える。

しかし、小玉銀等が不足している場合は大きな混乱を引き起こす。それは釣銭に支障がでてくる。小玉銀が不足すると、釣銭は銭で賄わなければならない。

そのため、銭不足になり、更に釣銭に困ってしまい悪循環に陥ってしまう。天保年間のこととして、喜田川守貞は次の様に云う。

両替にて金一分二朱の銭を買んと欲すれども両替も銭を賣るのみ買ふこと能はざれば遂に錢盡て枯らず商家に二朱一分を以て物を買ひ釣せんを取とするに不出之茲に於て諸物も賣買し難し食店など来客ありて食て後に金を出し釣銭を取んと云に不能出之故に蕎麥店等諸食店錢持參に非れば釣銭を乞ふ客には賣すと云ふことを書て毎戸出之し士民ともに患之とす<sup>23)</sup>

この話は天保十三年八月「錢相場下落取締令」を裏付けしているのではないか。『大阪商業史料集成 第三輯』には、

連年錢相場下直にて諸色直段えも相響、下々致難儀、其上問屋組合停止後は、相場不同にて、所々に依り取引釣銭等區々に相成候趣相聞候間、依來金壹兩に付錢六貫五百文替之積を以可致賣買候、且仙臺角錢、石巻錢其外他國より錢廻候儀、一切可為無用候、若相背候族於有之者、右錢取上、嚴重之咎可申付候<sup>24)</sup>

ここにおいても取引上、物を購入した場合の釣銭等が問題になっている。

現実の問題はどのように処理されていたのか。

例えば

太物屋において布一反銀六匁五分の場合、この反物を買うとする。購入者は手持ちの包銀を銀六匁五分かそれ以上の金額を出せばよい。手元に銀七匁あり、釣銭は銀五分となり、釣銭は銀五分か銭の支払いとなる。銭一貫目録十一匁八分五厘の場合は四十二文一九が銀五分の値、端数の一九は切り四十二文を支払えばよい。銭相場は金相場が終了してから、午後から行われ翌日の午前までとすると、銭が相場場で下することを庶民は知っており、そうすると商品の値がわかっていれば銀包と銭数十文を持参すれば釣銭が発生しないことになる。

文学上で釣銭の表現が少ないのも右の事情を考えると、うなづくことができる。今、商業史博物館に架蔵されている包銀を挙げる。

銀七匁五分	銀四匁三分	銀二匁	銀四匁一分
銀三匁	銀六匁四分五厘	六匁三分	三匁
一匁八分	五匁四分	四匁	六匁
十匁	二匁八分	一匁	六匁
銀十匁	銀三匁	銀四匁	改三匁
四三	銀五匁八分(二)	一銀一匁三步二厘七毛	
銀五匁三分	銀十八匁	銀三匁	四匁三分
銀一匁	三匁	三〇一	
スタンブコイン川口にある包銀を挙げる。			
銀三匁	銀五匁包	銀五匁六分(三)	
銀二匁	銀十二匁六分		

全部で三十八ヶある中で同種類もあるが、違う種類の包銀もある。

包銀は判形・包封者・住所等を記入するようになっていた。種類は随分色々である。数字の頭に銀をつけたもの、銀包だから銀という字を省略した包銀、あるいは数字だけ記入した「四三」(四匁三分の略)「三〇一」(三匁一厘の略)の様な包銀、名前を書かなかつたり住所を書かない両替屋(本来なら住所、名前を書かなければいけない取り決めになっているが「印形」だけで判断するようになったか)。印形だけ押し印しているものもある。

(1) 大阪商業大学商業史博物館蔵、「封印判鑑帳」嘉永四年三月、鋳屋勘兵衛、この本は大阪の本両替仲間の判形と名前が記入されている。

(2) 三井高維編『新稿兩替年代記関鍵卷二考証篇』柏書房、昭和四十六年。

(3) 三井高維編『新稿兩替年代記関鍵卷一資料篇』柏書房、昭和四十六年。

(4) (5) (6) (7) 注(3)に同じ。

(8) (47) 三井高維『新稿兩替年代記原篇』柏書房、昭和四十六年。

(47) 阿達義雄『川柳江戸貨幣文化』東洋館、昭和二十二年。

(48) 注(47)に同じ。

(49) 注(47)に同じ。

(50) 遠藤万川「川柳かねの蔓」(彗星、江戸生活研究、昭和三年、第十二号)。

(51) 濱田義一郎『誹風柳多留初篇』社会思想社、一九八五年。

(52) 注(50)に同じ。

(53) 注(50)に同じ。

(54) 注(50)に同じ。

(55) 注(50)に同じ。

(56) 注(50)に同じ。

(57) 山沢英雄校訂『誹風柳多留二』、岩波書店、一九八三年。

(58) 注(50)に同じ。

(59) 注(50)に同じ。

(60) 注(50)に同じ。



- (61) 井原西鶴『日本永代蔵』（谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳者「日本永代蔵」、小学館、昭和四十七年）。
- (62) 井原西鶴『世間胸算用』巻一、芸鼠の文つかい（谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳者、「世間胸算用」、小学館、昭和四十七年）。
- (63) 井原西鶴『世間胸算用』巻三、年の内の餅ばなは詠め（谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳者、「世間胸算用」、小学館、昭和四十七年）。
- (64) 井原西鶴『世間胸算用』巻三、小判は寝姿の夢（谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆校注・訳者、「世間胸算用」、小学館、昭和四十七年）。
- (65) 近松門左衛門『堀川波鼓』（重友毅校注、「近松浄瑠璃集上」、岩波書店、昭和四十三年）。
- (66) 近松門左衛門『重井筒』（重友毅校注、「近松浄瑠璃集上」、岩波書店、昭和四十三年）。
- (67) 近松門左衛門『山崎與次兵衛壽の門松』（重友毅校注、「近松浄瑠璃集上」、岩波書店、昭和四十三年）。
- (68) 三井高維『新稿両替年代記原篇』柏書房、昭和四十六年。
- (69) 近松門左衛門『傾城王生大念佛』（浦山政雄・松崎仁校注「歌舞伎脚本集上」、岩波書店、昭和四十二年）。
- (70) 注(68)に同じ。
- (71) 鶴屋南北『お染久松色讀販』（浦山政雄・松崎仁校注「歌舞伎脚本集下」、岩波書店、昭和四十二年）。
- (72) 河竹黙阿弥『小袖曾薊色縫』（浦山政雄・松崎仁校注「歌舞伎脚本集下」、岩波書店、昭和四十二年）。
- (73) 喜田川守貞『守貞漫稿』（室松岩雄編「類聚近世風俗志」、榎本書房、昭和二年）。
- (74) 黒羽兵次郎編集『大阪商業史料集成第三輯』清文堂出版、昭和五十九年。